

9 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成12年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1k l 当たり従量税率）は、次のとおりである。

清酒	アルコール分 15度	140,500円
合成清酒	アルコール分 15度	79,300円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分 25度	248,100円
乙類	アルコール分 25度	199,400円
みりん	アルコール分 13.5度	21,600円
ビール類		222,000円
果実酒類		56,500円
果実酒		
甘味果実	アルコール分 12度	98,600円
ウィスキー類	アルコール分 40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分 37度	367,188円
リキュール類	アルコール分 12度	119,088円
雑酒		
発泡酒	原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの	105,000円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒	みりに類似するもの	アルコール分 13.5度
	その他のもの	アルコール分 12度
		21,600円
		98,600円

9 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売(消 費)数 量	製 造 場 数	販 売 場 数
		kl	百万円	kl	kl	場	場
平 成 7 年 度		537,637	112,268	536,929	595,753	390	13,266
8		527,271	109,188	536,429	604,693	392	13,467
9		464,529	93,656	449,607	588,474	392	13,832
10		447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962
11		407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949
清 合 成	酒 類	57,381	7,098	46,315	73,692	328	-
しょうちゅう	清 甲 類	×	×	×	2,997	-	-
	乙 類	×	×	×	7,418	1	-
	計	3,661	851	3,226	39,858	4	-
み り ー	ル	7,122	228	10,263	8,437	8	-
果 実 酒 類	果 実 酒	222,239	49,337	209,518	336,944	18	-
果 実 酒 類	甘 味 果 実 酒	8,829	488	8,295	10,611	13	-
	計	1,483	151	1,487	1,677	2	-
	計	10,313	639	9,782	12,284	15	-
ウ ィ ス キ ー 類	ウ ィ ス キ ー	×	×	×	5,714	-	-
	ブ ラ ン デ ー	×	×	×	2,068	-	-
	計	3,814	1,488	4	7,780	-	-
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	×	×	×	828	2	-
	原 料 用 ア ル コ ー ル	×	×	×	-	1	-
	計	×	×	×	828	3	-
リ キ ュ ー	ル 類	7,631	700	2,739	18,843	7	-
雑 酒	発 泡 酒	93,189	9,789	81,739	82,007	2	-
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	50	2	51	541	2	-
合 計	計	93,238	9,791	81,790	82,549	4	-
合 計		407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成12年3月31日現在である。

- 用語の説明
- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
 - 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
 - 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
 - 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表 「9-2」の「(1)課税状況」、「9-3」の「(1)酒類製造及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「9-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

9 - 2 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	59,731	7,413,470	-	-	59,731	7,413,467	
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×	
しょうちゅう	甲 類	×	×	×	×	×	
	乙 類	×	×	×	×	×	
計	3,672	852,935	-	-	3,672	852,935	
みりん	7,132	228,539	-	-	7,132	228,539	
ビール	239,900	53,257,323	-	-	239,900	53,257,323	
果実酒類	果実酒	8,884	492,566	74	2,848	8,958	495,414
	甘味果実酒	1,451	148,944	43	2,819	1,493	151,764
	計	10,335	641,510	116	5,667	10,451	647,177
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×	
	ブランデー	×	×	×	×	×	
計	3,809	1,487,092	5	480	3,814	1,487,572	
スピリッツ類	スピリッツ	×	×	×	×	×	
	原料用アルコール	×	×	×	×	×	
計	×	×	×	×	×	×	
リキュール類	3,006	332,983	4,650	369,162	7,656	702,146	
雑 酒	発泡酒	101,887	10,702,030	-	-	101,887	10,702,030
	粉末酒	-	-	-	-	-	-
	その他の雑酒	50	2,433	-	-	50	2,433
	計	101,936	10,704,463	-	-	101,936	10,704,463
合 計	431,349	75,126,964	4,804	377,866	436,153	75,504,830	

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成12年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 7 年 度	78,647	4,821	430,471	5,768	17,930	537,637
8	74,868	5,184	420,997	6,240	19,983	527,271
9	67,112	5,150	353,848	8,286	30,135	464,529
10	61,501	4,208	273,501	12,096	96,583	447,892
11	57,381	3,661	222,239	10,313	113,661	407,254

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控		除		課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未 納 税 移 出	輸 出 免 税
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	kl
2,347	315,882	-	-	57,381	7,097,642	22,671	600
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
10	2,257	-	-	3,661	850,679	61	4
10	280	-	-	7,122	228,258	3,273	-
17,660	3,920,470	-	-	222,239	49,336,853	20,358	179
129	7,370	-	-	8,829	488,045	3,201	-
9	894	-	-	1,483	150,868	334	1
139	8,264	-	-	10,313	638,912	3,537	1
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
0	23	-	-	3,814	1,487,548	58	20
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
24	2,488	-	-	7,631	699,658	141	-
8,698	913,442	-	-	93,189	9,788,587	11,548	-
-	-	-	-	-	-	-	-
0	11	-	-	50	2,422	-	-
8,698	913,453	-	-	93,238	9,791,008	11,548	-
28,894	5,163,319	-	-	407,254	70,341,509	93,800	807

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平 成 7 年 度	9,823,491	786,652	95,564,926	362,265	5,730,475	112,267,809
8	9,324,791	805,181	93,461,854	391,018	5,205,323	109,188,168
9	8,316,663	903,203	78,554,055	519,416	5,363,166	93,656,499
10	7,587,803	936,153	60,717,664	736,757	11,031,189	81,009,565
11	7,097,642	850,679	49,336,853	638,912	12,417,418	70,341,509

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

(4) 税務署別課税状況(その1)

区分 署名	課税							
	清酒		合成清酒		しょうちゅう		高みりん	
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
鳥取	x	x	-	-	-	-	-	-
米子	x	x	-	-	22	3,183	x	x
倉吉	1,083	114,530	-	-	9	1,651	-	-
鳥取県計	2,922	297,702	-	-	31	4,834	x	x
松江	1,805	193,854	-	-	48	7,926	x	x
浜田	787	83,611	-	-	14	2,065	x	x
出雲	1,258	134,642	-	-	24	4,077	-	-
益田	546	54,755	-	-	x	x	-	-
石見	x	x	-	-	x	x	-	-
大田	690	76,428	-	-	x	x	-	-
西郷	x	x	-	-	x	x	-	-
鳥根県計	5,911	640,272	-	-	152	23,782	x	x
岡山	561	64,326	-	-	x	x	-	-
山陽	58	5,807	-	-	-	-	-	-
西大	177	17,440	-	-	x	x	x	x
児島	510	48,772	-	-	x	x	-	-
倉敷	958	100,418	-	-	x	x	-	-
津玉	4,358	538,237	-	-	35	5,781	2,949	63,742
玉野	661	72,316	-	-	x	x	-	-
笠岡	x	x	-	-	-	-	-	-
高梁	104	10,082	-	-	-	-	-	-
新見	360	35,771	-	-	x	x	-	-
瀬戸	x	x	-	-	x	x	x	x
久世	636	64,953	-	-	13	1,992	-	-
岡山県計	9,557	1,096,513	-	-	164	25,026	2,956	63,894
広島	x	x	-	-	391	97,120	-	-
広島	x	x	-	-	-	-	-	-
広島	x	x	-	-	-	-	-	-
広島	x	x	-	-	x	x	-	-
広島県計	8,291	1,130,770	-	-	x	x	-	-
竹原	1,195	139,204	-	-	x	x	x	x
三尾	2,828	395,904	-	-	x	x	-	-
福山	23	2,410	-	-	x	x	-	-
中次	662	71,514	-	-	-	-	x	x
庄原	x	x	-	-	x	x	-	-
西条	639	63,088	-	-	x	x	-	-
日田	501	49,651	-	-	-	-	-	-
吉田	16,031	2,195,331	-	-	2	250	-	-
広島	2,099	270,330	x	x	2,769	677,081	x	x
広島	162	16,024	-	-	-	-	-	-
広島	177	17,746	-	-	-	-	-	-
広島県計	33,465	4,435,777	x	x	3,268	789,388	4,152	164,068
下関	961	111,543	-	-	-	-	-	-
宇山	120	12,229	-	-	-	-	-	-
萩	151	15,154	-	-	-	-	-	-
徳防	599	59,149	-	-	-	-	-	-
岩国	1,425	167,164	-	-	x	x	-	-
光	x	x	-	-	-	-	-	-
長門	1,448	177,568	-	-	x	x	-	-
柳井	x	x	-	-	-	-	-	-
厚狭	109	10,739	-	-	-	-	-	-
山口	371	40,113	-	-	-	-	-	-
山口	231	22,683	-	-	x	x	-	-
山口県計	5,526	627,378	-	-	46	7,649	-	-
全管計	57,381	7,097,642	x	x	3,661	850,679	7,122	228,258

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

(課 税 実 数)								区分
ビール		果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類		署名
数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
-	-	-	-	-	-	-	-	鳥米倉鳥取
x	x	-	-	-	-	-	-	取子吉計
x	x	82	3,465	-	-	-	-	鳥取県
162	35,966	82	3,465	-	-	-	-	
x	x	-	-	-	-	-	-	松浜出益石大西島根
-	-	-	-	-	-	-	-	江田雲田東郷計
x	x	x	x	-	-	-	-	見大
-	-	-	-	-	-	-	-	大田郷計
-	-	x	x	-	-	-	-	
x	x	1,357	113,886	-	-	-	-	島根県
x	x	-	-	-	-	-	-	岡山山山
-	-	-	-	-	-	-	-	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	-	-	-	-	-	-	岡山山山
-	-	10	445	-	-	-	-	西児倉玉津玉笠高瀬久岡
x	x	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	x	x	x	x	x	x	山県
210,212	46,667,120	7,223	417,690	x	x	x	x	
-	-	x	x	-	-	-	-	
-	-	7,246	418,646	x	x	x	x	
x	x	1,383	92,774	3,783	1,475,070	x	x	島島島島
-	-	x	x	-	-	-	-	東南西北
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	-	-	-	-	-	-	島島島
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	x	x	0	24	-	-	竹三尾福府三庄西廿海吉広
-	-	-	-	-	-	x	x	原原道山中次原条市田田計
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	x	x	-	-	-	-	日
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	x	x	5	1,766	-	-	徳防岩光
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	x	x	-	-	-	-	長柳厚山
-	-	-	-	-	-	-	-	山口県
11,606	2,576,389	x	x	3,788	1,476,860	274	96,446	下宇山萩山府国門井狭計
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	-	-	-	-	-	-	関部口
x	x	-	-	x	x	-	-	萩山府国
-	-	-	-	-	-	x	x	光
-	-	-	-	-	-	-	-	
x	x	-	-	-	-	-	-	長柳厚山
-	-	x	x	-	-	-	-	山口県
x	x	x	x	x	x	x	x	全管計
222,239	49,336,853	10,313	638,912	3,814	1,487,548	x	x	

(4) 税務署別課税状況(その2)

署名	区分	課 税 高 (課 税 実 数)					
		リキュール類		雑 酒		合 計	
		数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
鳥米倉鳥取	取子吉計	x	x	-	-	1,146	115,031
		x	x	x	x	846	99,470
		x	x	-	-	1,218	129,040
		11	1,566	x	x	3,210	343,541
松浜出益石大西島根	江田雲田東郷計	x	x	x	x	1,992	224,317
		-	-	-	-	x	x
		-	-	x	x	2,668	260,972
		x	x	-	-	551	55,360
		-	-	-	-	261	25,909
		-	-	-	-	709	78,197
		4	383	34	1,059	7,605	809,711
岡岡西児倉玉津玉笠高瀬久岡	山山大敷島山野岡梁見戸世計	x	x	x	x	823	120,184
		-	-	-	-	58	5,807
		x	x	-	-	196	19,515
		-	-	-	-	x	x
		x	x	x	x	1,786	175,198
		14	1,559	-	-	7,365	609,764
		x	x	x	x	737	88,273
		-	-	-	-	x	x
		-	-	-	-	104	10,082
		x	x	-	-	377	38,604
		-	-	x	x	384	46,225
x	x	77,447	8,131,914	296,638	55,340,272		
x	x	-	-	842	98,479		
2,201	185,816	77,472	8,135,562	309,836	56,603,249		
広広島島島竹三尾福府三庄西廿海吉広下宇山徳防岩長柳厚山全	島島島島原原道山中次原条市田田日島関部口山府国門井狭計	4,418	394,179	15,729	1,653,963	35,194	5,853,598
		-	-	-	-	21	2,128
		x	x	x	x	17	1,887
		-	-	-	-	656	63,662
		-	-	-	-	8,339	1,141,371
		-	-	-	-	1,303	152,355
		-	-	-	-	2,836	397,061
		x	x	-	-	23	2,417
		39	5,337	x	x	793	92,229
		-	-	-	-	152	15,174
		-	-	-	-	916	84,336
		-	-	-	-	501	49,651
		-	-	-	-	16,033	2,195,582
814	93,092	-	-	11,389	1,319,989		
-	-	-	-	2,402	513,233		
-	-	-	-	177	17,746		
5,271	492,614	15,731	1,654,175	80,752	11,902,419		
下宇山徳防岩長柳厚山全	関部口山府国門井狭計	84	11,576	-	-	1,044	123,119
		-	-	-	-	120	12,229
		-	-	x	x	182	21,801
		x	x	-	-	670	74,460
		x	x	-	-	1,435	168,608
		-	-	-	-	89	8,915
		-	-	-	-	1,474	183,474
		-	-	-	-	22	2,164
		-	-	-	-	109	10,739
		-	-	-	-	371	40,113
x	x	-	-	335	36,967		
144	19,279	x	x	5,851	682,589		
全 管 計	7,631	699,658	93,238	9,791,008	407,254	70,341,509	

9 - 3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等				手 持 数 量 平成12年3月末日現在		
	製 成 kl	アルコール 等 混 和 kl	アルコール 分 等 変 更 kl	用途等変 更 kl		+ + - 計 kl	
清 酒	46,381	-	-	67	46,315	54,413	
合 成	(45,572)	-	-	-	(45,523)	(52,216)	
しょうちゅう	清 酒 類	×	×	×	×	×	
	甲 類	×	×	×	×	503	
	乙 類	×	×	×	×	1,347	
計	6,206	-	420	3,399	3,226	1,850	
み ー ず	10,847	304	-	889	10,263	849	
ピ ー ル	211,050	-	-	1,532	209,518	2,789	
果実酒類	果 実 酒	8,987	-	-	692	8,295	5,167
	甘味果実酒	1,511	-	-	24	1,487	147
	計	10,497	-	-	715	9,782	5,316
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×	
	ブランデー	×	×	×	×	×	
	計	4	-	-	-	4	174
ス ピ リ ッ ツ	×	×	×	×	×	×	
リ キ ュ ー ル	2,741	-	-	1	2,739	801	
雑 酒	発 泡 酒	81,879	-	-	139	81,739	623
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	その 他 の 雑 酒	51	-	-	-	51	60
計	81,930	-	-	139	81,790	685	
合 計	370,525	304	420	6,746	364,505	67,139	

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの期間の酒類製成の事績
 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ピ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 7 年 度	68,610	4,298	451,905	6,261	5,855	536,929
8	63,873	4,291	455,448	6,217	6,602	536,429
9	57,925	5,019	354,244	8,537	23,882	449,607
10	49,286	3,348	261,440	11,431	130,876	456,381
11	46,315	3,226	209,518	9,782	95,666	364,505

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

(3) 酒類販売(消費)数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量						
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	計	
	kl	kl	kl	kl	kl	kl	
清 酒	217	1,547	38,963	15,103	1,556	57,386	
成 酒	-	31	1,549	-	2	1,582	
しょうちゅう	清 甲	-	30	3,037	3	4	3,075
		乙	-	21	297	237	31
	計	-	51	3,334	241	35	3,662
み ー ン ル	-	2,881	4,065	71	105	7,122	
ピ	4	212,041	9,270	403	519	222,239	
果実酒類	果 実 酒	-	6,850	1,433	55	520	8,858
		甘 味 果 実 酒	-	275	836	9	363
	計	-	7,125	2,270	65	884	10,342
ウイスキー類	ウイスキー	-	24	2,764	-	7	2,796
		ブ ラ ン デ ー	-	39	976	-	3
	計	-	63	3,741	-	10	3,814
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	272	-	2	274	
リ キ ュ ー ル 類	-	2,222	5,238	82	86	7,626	
雑 酒	発 泡 酒	4	77,475	15,546	9	153	93,189
		粉 末 酒	-	-	-	-	-
		そ の 他 の 雑 酒	-	46	3	1	-
	計	4	77,521	15,549	10	153	93,238
合 計	226	303,481	84,251	15,975	3,353	407,285	

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区 分		清 酒 しょうちゅうピ ー ル 果実酒類 其 の 他					合 計
		kl	kl	kl	kl	kl	
鳥 取 県	7 年 度	9,407	1,860	33,327	485	3,890	48,969
	8	8,860	1,955	32,689	478	4,060	48,038
	9	8,380	2,107	31,903	656	4,903	47,950
	10	7,611	2,017	28,403	854	7,340	46,228
	11	7,422	2,159	26,477	766	9,072	45,897
島 根 県	7 年 度	13,145	3,938	38,123	1,208	3,886	60,300
	8	12,582	4,157	39,149	1,247	4,419	61,560
	9	11,573	4,340	37,449	1,557	4,975	59,893
	10	10,731	4,427	35,370	1,727	7,563	59,818
	11	10,250	4,624	32,692	1,533	9,557	58,660
岡 山 県	7 年 度	22,232	7,120	89,678	1,392	10,510	130,932
	8	21,408	7,238	89,771	1,504	12,015	131,987
	9	19,550	7,553	84,837	2,048	13,958	127,944
	10	18,181	7,466	76,103	3,222	22,001	126,971
	11	16,811	7,582	69,877	2,519	27,651	124,441

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販売業者の販売数量		平成11年3月31日現在販売業者の手持数量		消費者に対する販売数量計		区分	
販売業者の販売数量	消費者			+			
kl	kl	kl	kl	kl	kl	清酒	酒
95,310	72,138	9,562	73,692	成類	清酒	しょうちゅう	りん
5,011	2,995	344	2,997	乙類			
15,177	7,414	1,488	7,418	計			
60,183	32,415	4,671	32,445	み			
75,361	39,825	6,151	39,858	ビ			
16,456	8,330	1,348	8,437	果実酒		果実酒類	ル
759,852	336,427	23,882	336,944	甘味果実酒			
16,754	10,092	7,081	10,611	計			
2,441	1,314	635	1,677	ウイスキー		ウイスキー類	類
19,196	11,400	7,712	12,284	ブランデー			
11,978	5,707	2,554	5,714	計			
4,205	2,064	836	2,068	スピリット		スピリット類	類
16,185	7,770	3,389	7,780	リキュール			
1,732	826	498	828	発泡酒		雑酒	類
48,336	18,756	5,369	18,843	粉末酒			
191,511	81,853	5,173	82,007	その他の雑酒			
-	-	-	-	計			
993	541	103	541	合			
192,503	82,394	5,278	82,549	計			
1,229,945	580,865	63,540	584,216	合			

区分		清酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
広島県	7年度	31,500	12,551	168,150	2,977	16,716	231,894
	8	30,713	13,469	170,253	3,149	20,123	237,705
	9	28,358	14,473	161,610	4,309	24,036	232,778
	10	25,955	14,593	146,943	5,798	41,220	234,513
	11	25,592	15,400	136,640	5,466	51,073	234,168
山口県	7年度	16,963	9,734	86,564	1,045	9,352	123,658
	8	16,164	9,933	87,461	1,148	10,699	125,403
	9	14,772	9,855	81,498	1,574	12,214	119,909
	10	13,642	9,655	76,090	2,052	19,150	120,592
	11	13,617	10,093	71,258	2,000	24,081	121,050
全管計	7年度	93,247	35,203	415,842	7,107	44,354	595,753
	8	89,727	36,797	419,323	7,526	51,316	604,693
	9	82,633	38,328	397,297	10,144	60,086	588,474
	10	76,120	38,158	362,909	13,653	97,274	588,122
	11	73,692	39,858	336,944	12,284	121,434	584,216

(5) 税務署別酒類販売(消費)数量

区分		清 酒	合成清酒	しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒類
署名		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥取県	取子吉計	2,986	163	668	216	10,867	323
米倉		2,715	314	1,071	395	9,832	301
倉		1,721	71	420	141	5,778	142
鳥取	計	7,422	548	2,159	752	26,477	766
松浜	江田	3,440	158	1,339	334	10,485	342
出	雲	1,340	42	807	91	5,182	135
益	田	2,305	61	1,019	208	7,441	824
石見	田	947	27	622	85	3,657	96
大	東	544	22	292	61	1,938	46
西	郷	1,157	33	367	65	2,577	67
島根	計	517	0	178	38	1,412	23
		10,250	343	4,624	882	32,692	1,533
岡山	山	2,403	102	1,146	365	14,274	580
西	大	2,161	99	1,082	324	10,559	446
児	寺	888	27	370	100	3,419	106
倉	島	894	33	413	89	3,883	74
津	敷	2,855	158	1,555	320	13,357	584
玉	島	951	37	434	184	3,038	71
笠	山	2,205	73	731	182	7,301	204
高	野	522	20	259	44	2,214	77
新	岡	1,095	32	491	95	3,799	82
瀬	梁	652	10	250	39	1,679	31
久	見	449	12	232	24	1,351	27
岡	戸	903	44	355	102	3,096	174
	世	833	17	264	41	1,907	63
	計	16,811	664	7,582	1,909	69,877	2,519
広島	東	2,151	126	1,140	265	17,338	940
島	南	1,331	65	801	301	7,242	332
島	西	2,257	131	1,521	322	17,041	1,048
島	北	2,593	68	2,152	291	14,612	605
島	北	2,297	85	1,250	382	12,227	301
竹	原	1,010	24	351	96	3,719	66
三	原	1,345	29	571	132	5,083	212
尾	道	1,576	48	763	156	6,281	166
福	山	3,453	155	2,236	532	19,626	628
府	中	1,041	18	668	158	4,503	100
三	次	767	18	377	43	3,075	218
庄	原	655	13	298	54	2,127	43
西	条	1,693	46	946	147	6,420	231
甘	市	1,675	60	1,144	219	8,519	311
海	田	1,328	51	1,003	134	7,442	235
吉	田	420	4	179	26	1,385	30
島	計	25,592	941	15,400	3,258	136,640	5,466
下	関	2,108	122	2,012	248	12,722	379
宇	部	1,730	71	1,438	202	9,574	301
山	口	1,528	58	1,129	164	8,192	284
		778	33	483	61	3,261	58
徳	山	1,941	66	1,391	253	9,733	313
防	府	1,170	35	853	153	5,875	163
岩	国	1,683	49	1,112	218	9,694	233
		816	19	555	107	3,584	113
長	門	539	19	386	90	3,054	45
柳	井	778	24	415	95	2,994	67
厚	狭	546	5	319	45	2,575	44
山	計	13,617	501	10,093	1,636	71,258	2,000
全	管	73,692	2,997	39,858	8,437	336,944	12,284

(注) 「(3)酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウイスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売(消費)数量 合計	区分	
						署名	
kl	kl	kl	kl	kl	kl		
191	48	30	521	2,277	18,290	鳥	取子
206	60	28	541	2,008	17,473	米	吉計
92	26	9	327	1,408	10,134	倉	
489	134	67	1,389	5,693	45,897	鳥	取 県
243	40	29	421	2,222	19,053	松	江田
75	20	13	243	1,140	9,087	浜	田雲
114	18	14	246	1,390	13,640	出	田
43	13	5	155	738	6,390	益	田
22	11	3	66	408	3,412	石	見 大
27	3	3	60	389	4,748	大	東
20	3	4	41	92	2,330	西	郷
544	108	71	1,232	6,379	58,660	島	根 県
270	173	49	967	3,086	23,415	岡	山
213	82	33	833	3,158	18,990	岡	山 大
64	15	4	237	1,225	6,457	西	寺
52	23	6	254	984	6,705	児	島
237	101	35	1,053	4,284	24,539	倉	敷
47	15	7	238	855	5,877	玉	島
119	35	15	519	1,557	12,939	津	山
35	16	5	160	683	4,036	玉	野
51	16	4	226	850	6,741	笠	岡
22	4	4	89	196	2,977	高	梁
14	4	2	46	191	2,352	新	見
47	11	7	179	860	5,777	瀬	戸
25	5	4	127	350	3,636	久	世
1,196	500	175	4,928	18,279	124,441	岡	山 県
426	148	80	849	2,411	25,875	広	島
150	32	16	527	3,133	13,930	広	島
318	81	42	824	3,771	27,355	広	島
256	69	45	844	5,256	26,791	広	島
190	114	27	622	2,683	20,178	島	北
31	11	6	169	510	5,992	竹	原
88	26	17	371	1,187	9,061	三	原
97	31	13	387	1,513	11,033	尾	道
310	127	72	1,245	4,951	33,333	福	山
51	16	8	215	989	7,765	府	中
41	13	8	145	615	5,321	三	次
26	6	3	84	320	3,629	庄	原
114	32	16	406	2,009	12,059	西	条
142	35	15	666	3,154	15,939	甘	日
128	29	12	450	2,722	13,534	海	田
15	2	3	62	245	2,373	吉	田
2,383	772	383	7,866	35,469	234,168	広	島 県
271	105	24	739	2,847	21,577	下	関
157	67	22	500	2,672	16,734	宇	部
128	58	14	423	2,010	13,987	山	口
43	13	7	117	535	5,390		萩
175	104	23	419	2,646	17,064	徳	山
66	42	13	296	1,439	10,106	防	府
120	95	17	393	1,984	15,597	岩	国
49	17	4	196	1,097	6,556		光
34	14	3	102	389	4,675	長	門
37	32	3	133	588	5,166	柳	井
22	7	2	110	522	4,198	厚	狭
1,102	554	132	3,428	16,729	121,050	山	口 県
5,714	2,068	828	18,843	82,549	584,216	全	管 計

9 - 4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

区 分	前年度末 免許場数	本年度末 免許場数	左のうち試験の ための免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	本年度末 蔵置場数
平成7年度	558	552	20	390	528	308
8	552	555	20	392	527	308
9	555	556	19	392	527	308
10	556	555	24	388	526	309
11	555	557	31	387	529	281
清 合 成	337	331	6	328	324	56
しょうちゅう	清酒類	1	-	-	1	17
	甲	1	-	1	1	22
	乙	87	83	1	3	83
	計	88	84	1	4	49
みり	16	15	-	8	15	18
ビール	21	21	1	18	18	26
果実酒類	果実酒	21	23	7	13	21
	甘味果実酒	7	8	1	2	6
	計	28	31	8	15	27
ウイスキー類	ウイスキー	2	2	-	-	1
	ブランデー	5	5	1	-	2
	計	7	7	1	-	3
スピリッツ類	スピリッツ	5	5	1	2	3
	原料用アルコール	2	2	-	1	1
	計	7	7	1	3	4
リキュール類	37	43	9	7	39	24
雑酒	発泡酒	3	6	-	2	5
	粉末酒	-	-	-	-	-
	その他の雑酒	10	11	4	2	9
	計	13	17	4	4	14
合 計	555	557	31	387	529	281
各酒類を通じたもの	-	387	11	-	368	59

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点 平成12年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
- 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
- 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	場 10
も ろ み	40

調査時点 平成12年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本年度末販売場数			本年度末 販売業者 数		
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計			
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	255	55	372	427	248	
	ビ ー ル	21	10	22	32	19	
	洋 酒	9	8	130	138	8	
	輸 出 入 酒 類	9	11	14	25	9	
	自 製 酒 類	5	23	32	55	6	
	その他の酒類	8	3	14	17	8	
	合 計	307	110	584	694	298	
	販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	10,813	-	-	11,439	10,675
		一 般 的 な も の	77	-	-	340	76
		特 殊 の も の	-	-	-	-	-
期 限 付		-	-	-	-	-	
計		10,890	-	-	11,779	10,751	
そ の 他		92	-	-	102	80	
一 般 的 な も の		153	-	-	259	178	
特 殊 の も の		-	-	-	16	4	
期 限 付		87	-	-	713	94	
み り ん だ け の も の		1,085	-	-	1,080	1,077	
薬 用 酒 だ け の も の	1,417	-	-	2,170	1,433		
酒 類 計	12,307	-	-	13,949	12,184		
合 計	7	-	-	14	6		
媒 介 業	-	-	-	-	-		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点 平成12年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	10
も ろ み	40

調査時点 平成12年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本年度末販売場数			本年度末 販売業者 数		
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計			
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	255	55	372	427	248	
	ビ ー ル	21	10	22	32	19	
	洋 酒	9	8	130	138	8	
	輸 出 入 酒 類	9	11	14	25	9	
	自 製 酒 類	5	23	32	55	6	
	その他の酒類	8	3	14	17	8	
	合 計	307	110	584	694	298	
	販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	10,813	-	-	11,439	10,675
		一 般 的 な も の	77	-	-	340	76
		特 殊 の も の	-	-	-	-	-
期 限 付		-	-	-	-	-	
計		10,890	-	-	11,779	10,751	
そ の 他		92	-	-	102	80	
一 般 的 な も の		153	-	-	259	178	
特 殊 の も の		-	-	-	16	4	
期 限 付		87	-	-	713	94	
み り ん だ け の も の		1,085	-	-	1,080	1,077	
薬 用 酒 だ け の も の	1,417	-	-	2,170	1,433		
酒 類 計	12,307	-	-	13,949	12,184		
合 計	7	-	-	14	6		
媒 介 業	-	-	-	-	-		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点 平成12年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分 署名	製造免許										
	清酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ
			甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
鳥取	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
米子	10	-	-	6	1	3	-	-	-	-	-
倉吉	10	-	-	3	-	1	2	1	-	-	-
鳥取県計	29	-	-	10	1	4	3	1	-	-	-
松山	12	-	-	8	2	1	-	-	-	-	-
浜田	6	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-
出雲	8	-	-	7	-	1	2	2	-	-	-
益田市	10	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
石見大田	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
大東郷	6	-	-	6	-	-	1	-	-	-	-
西郷	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
松山県計	49	-	-	31	3	2	3	2	-	-	-
岡山山	3	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1
山西大	5	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
西寺島	6	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
児島	8	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
倉敷	11	-	-	2	-	1	-	-	-	-	1
玉津島	15	-	-	6	4	-	2	1	-	-	-
津山	12	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
玉野	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠岡	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
高梁	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
新見	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-
瀬戸	10	-	-	3	-	2	4	2	-	2	1
久世	4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
岡山県計	88	-	-	21	6	6	10	3	-	2	3
広島島	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
島	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
広島	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
広島	14	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-
竹原	6	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-
三尾	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
福山	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
府中	5	-	-	1	2	1	1	1	-	-	-
山次	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
原庄	5	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-
条市	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西日	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廿日	6	1	1	2	1	-	1	1	2	2	1
海田	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
吉田	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県計	91	1	1	13	5	5	5	2	2	2	2
下関	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
宇山	4	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-
山口	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
萩	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
徳防	14	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
岩	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光	7	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
長門	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柳井	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚狭	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県計	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
全管計	74	-	-	8	-	4	2	-	-	1	-
全管計	331	1	1	83	15	21	23	8	2	5	5

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

場	数					製造場数	販売免許				区分 署名	
	原料用アルコール	リキール類	酒				合計	卸売業		小売業		
			発泡酒	粉末酒	その他雑酒			販売業者数	販売場数	販売業者数		販売場数
-	1	-	-	-	12	10	8	16	360	450	鳥取	取子
-	1	-	-	1	22	13	9	25	337	442	米倉	吉計
-	1	-	-	-	18	13	4	9	233	278	倉鳥	取
-	3	-	-	1	52	36	21	50	930	1,170	鳥取	計
-	1	1	-	1	26	14	7	14	369	440	松浜	江田
-	-	-	-	-	11	6	5	12	304	324	出益	雲田
-	1	1	-	1	23	13	7	12	304	355	石見	大田
-	1	-	-	-	15	10	8	13	199	211	大石	東
-	-	-	-	-	7	6	3	7	120	133	大石	大田
-	-	-	-	-	13	7	2	3	151	173	大石	東
-	-	-	-	-	2	1	2	3	107	118	大石	郷計
-	3	2	-	2	97	57	34	64	1,554	1,754	鳥取	根計
-	1	1	-	-	8	4	5	23	294	335	岡山	山
-	-	-	-	1	8	5	5	24	376	451	岡山	山
-	1	-	-	-	10	6	3	21	150	169	岡西	大
-	-	-	-	-	9	8	4	4	161	166	児島	敷
-	2	-	-	1	18	13	5	12	454	543	倉玉	敷
-	4	-	-	1	33	21	8	9	211	236	倉玉	敷
-	-	1	-	-	15	12	5	23	502	528	津野	山
-	-	-	-	-	1	1	1	3	115	134	玉野	野
-	-	-	-	-	5	4	7	8	260	275	笠高	岡
-	1	-	-	-	12	8	4	5	170	172	高瀬	梁
-	-	-	-	1	5	3	2	3	109	116	高瀬	見
-	2	1	-	2	29	16	5	8	233	252	瀬久	戸
-	1	-	-	-	7	5	6	6	168	169	久岡	世
-	12	3	-	6	160	106	60	149	3,203	3,546	岡山	山
-	-	-	-	-	2	2	5	27	183	248	広島	島
-	-	-	-	-	3	2	5	18	204	221	広島	島
-	-	-	-	-	1	1	21	37	271	326	広島	島
-	-	-	-	-	11	10	8	15	327	445	広島	島
-	4	-	-	-	22	15	13	42	407	444	広島	島
-	-	-	-	-	11	8	13	14	233	279	竹三	原
-	-	-	-	-	5	3	6	10	217	260	三尾	原
-	1	-	-	-	6	4	8	44	339	349	尾福	道
-	4	-	-	1	16	11	9	19	490	565	福府	山
-	-	-	-	-	6	5	6	9	238	259	府三	中
-	1	-	-	-	9	8	3	3	137	144	庄西	次
-	-	-	-	-	6	6	5	5	127	127	庄西	原
-	1	-	-	-	17	17	4	8	173	231	西日	市
1	4	-	-	-	23	7	9	26	309	355	日海	日
-	1	-	-	-	5	4	3	8	207	258	海吉	田
-	-	-	-	-	4	4	3	5	106	110	吉島	田
1	16	-	-	1	147	107	121	290	3,968	4,621	広島	島
-	3	-	-	-	9	6	7	34	402	471	下宇	関
-	1	-	-	1	9	4	7	18	263	312	宇山	部
-	-	1	-	-	7	6	10	19	224	255	山萩	口
-	1	-	-	-	16	15	7	7	185	209	徳防	萩
-	2	-	-	-	18	14	6	16	324	363	徳防	山
1	-	-	-	-	6	6	4	16	193	200	防岩	府
-	-	-	-	-	10	7	7	8	294	335	岩光	国
-	-	-	-	-	5	5	4	4	187	208	光門	光
-	-	-	-	-	4	4	2	6	159	159	長柳	門
-	-	-	-	-	5	5	4	7	155	186	柳厚	井
-	2	-	-	-	12	9	4	6	143	160	厚山	狭
1	9	1	-	1	101	81	62	141	2,529	2,858	山口	計
2	43	6	-	11	557	387	298	694	12,184	13,949	全	管